

建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路を次のとおり指定しました。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和元年6月12日

京都市長 門川大作

1 指定事項

指定 番号	指定 年月日	道路の名称	道路の 幅員	道路の 延長	道路の位置
第413号	令和 1.6.4	区一5号道路	メートル 26.0	メートル 59.3	崇仁北部第一地区土地区 画整理事業施行地区内
			メートル 26.0	メートル 44.9	

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)